

令和 4 年 6 月 17 日現在

機関番号：32668

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02610

研究課題名(和文) 親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究

研究課題名(英文) Study on rebuilding of the Clinical Attachment Approach based on the analysis of disciplinary behavior from parents and caregivers to children.

研究代表者

藤岡 孝志 (FUJIOKA, TAKASHI)

日本社会事業大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：30199301

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、親による懲戒権が存続する日本において、いかに、子ども虐待に至らなくて済む養育方法を親(施設職員、里親等含む)が習得できるかを検討することであった。親の懲戒権の行使に対する考え方と懲戒行動の実態を検討した。これらを踏まえて、親による懲戒権(懲戒行動)を念頭においた愛着臨床アプローチを再構成した。具体的には、1、親及び施設職員、里親による懲戒権の行使に関する実態調査、国際調査、2、愛着臨床アプローチの適用によるプログラムの精緻化(1)「通告」という名の親支援開始過程分析、2)在宅訪問及び通所による親支援プログラムの精査、3)児童福祉施設等への職員支援プログラムの構築、である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の子ども虐待の背景にあると考えられる、親の懲戒に対する社会的な寛容さの実態を明らかにし、子ども虐待の早期発見・早期支援中心の子ども虐待対策を根底からとらえなおす点にある。虐待と親の懲戒権との関係性は明確にされてこなかったのである。懲戒以外のどのような子育て技法が一般的に適用されているのかということを確認する。その上で、愛着形成に効果があると検証されてきている技法について、どの方法がなじみ深く、どの方法が頭でわかっていてもなかなか適用されないのかということを確認する。それらを明らかにすることで家庭での養育に限らず、施設や養育家庭での養育についても適切な支援が行われていくと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to examine how parents (including facility staff, foster parents, etc.) can learn how to raise children without child abuse in Japan, where the right to discipline by parents continues. We examined the way parents think about exercising disciplinary action and the actual situation of disciplinary action. Based on these, we reconstructed the Clinical Attachment Approach (CAA) with the disciplinary right (disciplinary action) of parents in mind. Specifically, 1. Fact-finding survey on the exercise of disciplinary rights by parents, facility staff, and foster parents, and international survey, 2. Refinement of the program by applying the clinical attachment approach 1) Start of parent support named "notification" -process analysis 2) Home visits and scrutiny of parent support programs through outpatient services, 3) Construction of staff support programs for child welfare facilities, etc.

研究分野：子ども家庭福祉学

キーワード：体罰禁止 体罰禁止の内在化 江戸時代の子育て 懲戒行動 愛着臨床アプローチ 子どもの意見表明 対等なコミュニケーション 面前DV

1. 研究開始当初の背景

日本の民法では、親の養育における懲戒権を存続させているが、この研究プロジェクトを開始した研究開始当初の2017年度には、日本はまだ法律において明確には体罰を禁止していなかった。しかし、2019年6月に、体罰その他の禁止条項が改正児童虐待防止法と改正児童福祉法に盛り込まれ、2020年4月に施行された。世界では、59番目に体罰を禁止した国となった（セーブザチルドレン 2022 他）。民法改正の動きがあるなか、未だ十分な法体系に位置づいていないという意味で、60か国を超える親の体罰禁止法を有する国々と日本は一線を画している。子育て技法のひとつである、海外で行われている愛着臨床アプローチは、体罰を禁止することを法律で定めた国々の知見（特に、愛着に関する基礎研究）を踏まえたものであり、日本での適用には多くの検討すべき課題があり、筆者らはその違いに直面せざるを得なかった。親による懲戒権の行使とその行使に対する考え方を明確にしたうえで、日本に合った愛着臨床アプローチを確立しなければならない。親以外の里親や子ども家庭支援の専門家（施設職員等）自身がこのような日本の状況で育ってきているという現実である。それぞれが被懲戒（親による懲戒権の行使；懲戒行動）の歴史を抱えているといっても過言ではないだろう。なお、本研究は、2017年度から2019年度までの予定であったが、2019年度（2020年3月）に予定されていたスウェーデンでの面接調査がコロナ禍の影響で延期になったことから、面接調査（Zoomでのスウェーデン調査）が実施できた2021年度（2022年3月）まで延長された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、親による懲戒権が存続する日本において、いかに、子ども虐待に至らなくて済む養育方法を親が習得できるかを検討することである。親の懲戒権の行使に対する考え方と懲戒行動の実態を検討する。これらを踏まえて、親による懲戒権（懲戒行動）を念頭においた愛着臨床アプローチを再構成する。具体的には、1、親及び施設職員、里親による懲戒権の行使に関する実態調査、国際調査、2 愛着臨床アプローチの適用によるプログラムの精緻化 1)「通告」という名の親支援開始 過程分析、2)在宅訪問及び通所による親支援プログラムの精査、3)児童養護施設等への職員支援プログラムの構築である。

（1）懲戒行動、体罰の歴史的解析

明治時代、そして、その時代の基盤として底流をなす江戸時代の親による懲戒権及び懲戒行動に注目し、その特徴を明らかにしていく。

（2）懲戒行動、体罰の国際比較的研究

スウェーデン、ここ数年のうちに体罰を禁止したドイツ、フランスに注目する。さらに、同じアジア圏の国々（スリランカ、インドネシア）にも視野を拡げ、懲戒権、懲戒行動をどう、体罰禁止につなげていけるかの道筋を検討していく。

（3）日本の懲戒権・懲戒行動の歴史を踏まえた、愛着臨床アプローチの構築 児童養護施設、児童相談所等に注目してー

親や支援者自身の養育の歴史に目を向け、親による懲戒の歴史、子育て場面における親の影響について面接調査を実施する。

3. 研究の方法

(1) 懲戒行動、体罰の歴史的解析

懲戒行動や体罰の歴史について、明治民法の形成過程、及び江戸時代の体罰、子育てを掘り下げていく。

(2) 懲戒行動、体罰の国際比較的研究

スウェーデンにおける子ども家庭福祉、子どもの権利擁護、子どもの意見表明についての政府関係者、支援組織の職員等に面接調査を行った。スリランカ、インドネシアにも視野を拡げ、懲戒権、懲戒行動をどう、体罰禁止につなげていけるかの道筋を検討していく。

(3) 日本の懲戒権・懲戒行動の歴史を踏まえた、愛着臨床アプローチの構築 児童養護施設、児童相談所等に着目してー 児童養護施設、児童相談所への面接調査 懲戒行動、あるいは、被懲戒の歴史が、親、里親、そして、施設職員にどう影響を与えたかについて、職員からの面接調査を実施した。 愛着臨床アプローチの適用によるプログラムの精緻化スタンダード版を作成し、領域にあった支援プログラムを構築する。その際、歴史的背景、国際的な観点、施設職員、児童相談所職員の面接調査から得られた知見も反映させていく。

4. 研究成果

(1) 親の懲戒行動の理論的背景を精査

明治以来存在する民法上の懲戒権に起因している子育ての現状について精査し、日本における独自の子育て支援プログラムの構築のための理論的研究を中心に検討を行った。懲戒権の研究者から直接その歴史的経緯を聴取した。その結果、日本人の子育ての歴史が江戸時代以前にさかのぼることが示唆され、海外からの子育て支援法がそのプログラムだけが日本に導入されることへの危惧を共同研究者間で共有することができた。さらに、フランス、ドイツ、スウェーデン、及び日本の児童相談所での面接調査を実施した。その結果、親子の言語・非言語のやり取りを前提とする相互性が定着している国においてこそ、体罰に寄らない子育て方法、懲戒という言葉が必要としない子どもの自立を前提とした「自分で考えることができる」子どもを育てるという強い理念が、体罰が禁止された国での子育て法として内在化していることを確認できた。

(2) 懲戒権・懲戒行動の影響、及び、海外における体罰の位置づけについて

スウェーデンでは、長い社会民主主義の構築の歴史の中で、言葉を通してお互いの意見を尊重し、「個の自立」を互いに踏まえて相互交流するということが子育ての中に大きく反映されており、集団主義的な側面を有する日本の歴史と大きく異なっている。日本の親(職員)の中に、子どもの人権に対する意識がどれほど育っているのか、親自身がどのくらい尊重されてきたのか、という歴史にも考慮しなければ、子育ての際の人権意識の醸成にはつながらないということが明らかとなった。愛着臨床アプローチに、このような日本の歴史を踏まえた、「子どもの尊重(「子どもの人権」意識)」「言葉による説明を多用した子育て

て方法」「子どもの気持ちを察する余裕を親が持つこと」「個の尊重」「個を阻害/疎外しない集団主義」などを踏まえて、文化基底的な子育てアプローチの醸成を、愛着臨床アプローチに取り入れることの必要性を精査することができた。また、この点は、スリランカ、インドネシアでの懲戒への意識と文化的背景への考慮が必要な点と共通していた。子育て技法だけでなく、子育て環境の文化的歴史的背景への考慮が重要であることが示唆された。

(3) 通告という名の親支援開始 児童相談所職員の認識する懲戒する保護者への支援の過程

「親による懲戒権が存続する日本において、いかに、子ども虐待に至らなくて済む養育方法を親が習得できるかが大きな課題である」という問題意識のもと、「愛着臨床アプローチの適用によるプログラムの精緻化」のうち「1）「通告」という名の親支援開始 過程分析」について、児童相談所職員へのインタビュー調査によって明らかにすることを目的とした（宇野，2020；宇野，2022）。また、宇野（2022）で示された理論記述の実践現場における有用性と適用可能性について検討し、あわせて実践現場での使用の際にその具体例が想起されるものか、妥当なものであるかについて検討した。「保護者の懲戒行動」という観点から保護者のしつけ、保護者への支援を分析し、児童相談所の職員が認識する保護者の懲戒の意味と保護者の不適切な懲戒に対する支援の意味について明らかにした。通告による親支援の過程の特定化の際に、「保護者の懲戒行動」すなわちしつけや教育の方法として行われる制裁、懲らしめるという観点から見直すことによって、「懲戒ではなく虐待である」という新たな認識をもたらす可能性を示唆する結果が得られた。

(4) ドイツにおける親の懲戒行動への認識と取り組み

2020年に体罰禁止が法定化された日本の状況について、法規制や社会的規範の観点から懲戒行動を考察するため、2000年の民法典の改正により体罰禁止が法定化されたドイツを研究対象とし、ドイツにおいて体罰がどのように認識されているのか明らかにすることを目的とした。分析の結果、ドイツにおける体罰は次のように説明される。体罰の特徴として以下の3点が挙げられる。(1)社会文化規範に反する行為として認識され法規制をしながらも、一般には養育の方法として用いられているという矛盾をはらんでいる点、(2)体罰が親の権利として容認されてきた時代があったことが、体罰に対する認識を完全に否定すべきものでないとの意見を形成する背景に存在する点、(3)体罰による被害体験や子育ての負担、経済状況などから体罰を使用せざるを得ない状況にある人がいる点である。これらはドイツにおいて体罰禁止を進めていく上で大きな課題となることが明らかとなった。児童虐待等の問題を担当する複数の専門職を対象とした調査では、体罰禁止が法定化される2000年以前から、養育における非暴力は大きな議論となっており、体罰を容認する社会的な土壌が存在していたとのことであった。日本の今後を見通すうえでの示唆が得られた。

(5) フランスにおけるしつけ(懲戒)と虐待の境界の認識に関する検討

2020年に体罰禁止が法定化された日本の状況について、法規制や社会的規範の観点から懲戒行動を考察するため、2018年に体罰禁止法を施行したフランスを研究対象とし、フラ

ンスにおけるしつけと児童虐待の境界に関連する要素を明らかにした。フランスにおいて児童虐待事例に携わった経験をもつ専門職のうち、調査に協力の承諾が得られた6名を対象に、半構成的グループ・インタビューまたは個別インタビューを行った。逐語化した記録から、しつけ(懲戒行動)と児童虐待について言及されている記述179を分析した結果、29の下位カテゴリ - が抽出され、最終的に8カテゴリが形成された。抽出されたカテゴリは記述が多かった順に以下の通りである。1. 具体的なしつけ方法の獲得, 2. 専門家の支援, 3. しつけ/虐待判断の難しさ, 4. しつけ/虐待判断の外的基準, 5. 他者との関わり, 6. 文化的要因, 7. 親のしつけに関する独自の基準, 8. 親のコンディションの調整, であった。

(6) スウェーデンにおける体罰禁止法施行以降の、子ども虐待予防、子どもの意見表明システムの構築について

スウェーデンの子どもの福祉団体 (The Children's Welfare foundation) の2017年の報告書によると、心理的虐待は、全体の16%で、他多い順番に、身体的虐待(24%)、近親のパートナーの暴力を目撃(面前DV)(14%)性的虐待(9%)ネグレクト(6%)となっている。このように、1979年に体罰が禁止された国であっても、身体的虐待は生じており、面前DVの割合の多さも課題となっている。虐待によって一時保護された子どもは、意見表明の一環として、主として、ソーシャルワーカーと警察官からの面談を受ける。検察官や臨床心理士やコーディネーターも交えて意見交換をする多職種連携は、虐待の疑われる子どもの状態を多角的な視点で精査する上で貴重である。スウェーデンでは、以下の図に見るように、警察との連携が非常に重視されており、虐待と鑑別の難しい懲戒行動を、詳細に診断するシステムが構築されており、虐待の疑われるものを選別している。以下は、コンサルテーションミーティング、情報交換に関係機関が協働していることが示されている。



図 子どもの家におけるコンサルテーションミーティング、情報交換(多職種連携)(子どもの家：虐待の疑われる児童についての情報。支援の必要性や犯罪調査の為に計画を実施、CPS：ソーシャルワーカーとPolice：警察官が子どもとのコンサルテーションミーティングでの重要な役割を担っている)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 13件）

1. 著者名 Fujioka, T.	4. 巻 Vol. 22
2. 論文標題 Study on reconstructing Attachment-Focused Clinical Approach based on an analysis of parental disciplinary behavior Theoretical consideration	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal of social policy and social work	6. 最初と最後の頁 15-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 藤岡孝志	4. 巻 64集
2. 論文標題 『支援者支援養育論』の構築に関する論考 - 支援者支援を中核に据えた養育論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 115 - 129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 藤岡孝志	4. 巻 第22巻3号
2. 論文標題 アタッチメントからみた虐待予防	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 チャイルドヘルス（特集 アタッチメントを活かそう!）	6. 最初と最後の頁 193-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 藤岡孝志	4. 巻 第66集
2. 論文標題 「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止に関する研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 181-198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤岡孝志	4. 巻 第67集
2. 論文標題 被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の構築に関する研究	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 161-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤岡孝志	4. 巻 第68集
2. 論文標題 『子どもの権利擁護3モデル』に基づく子育て支援臨床アプローチの構築に関する研究：養育者の「被懲戒の歴史」に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 211-229
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Fujioka, T.	4. 巻 Vol. 68
2. 論文標題 “Support for Supporters” in Various Fields of Social Welfare under Severe Situations during the COVID-19 Pandemic in Japan.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of social policy and social work	6. 最初と最後の頁 155-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 加藤尚子・藤岡孝志	4. 巻 第66集
2. 論文標題 . しつけ(懲戒)と虐待の境界の認識に関する検討：フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 137-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 和田上貴昭	4. 巻 再66集
2. 論文標題 体罰の認識：ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 47-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 和田上貴昭	4. 巻 第67集
2. 論文標題 ドイツにおける体罰禁止規定.	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 89-104.
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 和田上貴昭	4. 巻 第68集
2. 論文標題 子育てに養育環境が与える影響 ドイツ在住日本人女性へのブレ調査.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 143-153.
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宇野耕司	4. 巻 第66集
2. 論文標題 懲戒ではなく虐待である：児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味に関する研究.	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 59-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宇野耕司	4. 巻 第68集
2. 論文標題 懲戒ではなく虐待である：児童相談所職員による保護者の不適切な懲戒に対する支援の意味に関する研究	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本社会事業大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 89-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 藤岡孝志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 360頁
3. 書名 支援者支援養育論 子育て支援臨床の再構築	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	加藤 尚子 (KATO SHOKO) (00307977)	明治大学・文学部・専任教授 (32682)	
研究分担者	和田上 貴昭 (WADAGAMI TAKAAKI) (30386289)	日本女子大学・家政学部・准教授 (32670)	
研究分担者	宇野 耕司 (UNO KOJI) (60707735)	目白大学・心理学部心理カウンセリング学科・専任准教授 (32414)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	浅野 由子 (ASANO YOSHIKO)	日本女子大学・家政学部・専任講師 (32670)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関